

京都市以外の地域の時短要請を

8月1日まで継続

期 間

現行：令和3年7月12日 0時から 7月25日 24時まで

今回：令和3年7月12日 0時から **8月1日 24時まで**

内 容

【変更なし】飲食店等への営業時間短縮

5時～21時 ※酒類の提供は20時30分まで